

リ何レ様、會ヲ提ヘ何事カノ方法ニ熟シクモノナラン
 ト思惟セヨレリ、續注意中
 右又申(通)報候也

14.1.12
 第602号
 団

第一章 組織

第二條 本會は會員組織となし海上労働者にて本會の趣旨規約に賛する者を普通會員とす
 本會の趣旨を貫徹せしむる目的を以つて諸種の援助をせらるる士を賛助會員とす

第二章 目的及び事業

第二條 本會は本會の趣旨を貫徹せしむる爲めに海上労働者の實際生活の改善、政治知識の向上に必要な一切の社會及び労働諸問題の研究をなす事を以つて目的とす

第四條 本會は前條の目的を貫徹するが爲り左の事業を行ふ
 (一) 研究會の開催 (二) 機關雜誌又は新聞紙の定期刊行 (三) 研究上必要な小冊子の刊行及び取次 (四) 運動狀勢報告等

第三章 機關

第五條 本會は左の機關を置く
 (一) 總會 (二) 理事會 (三) 執行委員會
 (四) 總會は本會員全部を以つて組織し、毎年一回會長之を召集し、本會の重要事項を審議す

但し理事委員會に於いて必要と認めたる時は臨時總會を開く事を得
 (五) 理事會は會長、理事、執行委員及び庶務を以つて組織し毎月一回開催し總會の決議に基き次の總會に至る迄の會務方針を決定す

(六) 執行會は會長、執行委員及び庶務を以て組織なし、理事會の決議に基き會務の進行を授ける。並に會計審査委員會を兼ね毎月一回會長亦は庶務之を召集す

(七) (八)は必要に應じ會長亦は庶務之を召集する事あるべし
 第六條 前條の諸會議出席資格所屬者にして在籍中ならざるの故を以つて列席なし能はぬ人は自筆委任狀を以つて代理人を送る事を得

第四章 會員

第七條 海上労働者にして本會の趣旨に賛成する者は何人なり共入會資格を有す
 第八條 本會員たらんとする者は、規定の様式に従ひ會費一ヶ月以上を添へて申込みす

第九條 本會を脱會せんとするものは其の理由を認め會員證を添へて届出すべし
 但し滞納會費は追徴するものとす

第十條 理由なくして會費三ヶ月以上滞納したる者は、本會より督促を發し、尙之に應ぜざる場合は脱會者と看做す
 但し滞納會費を追徴す

第五章 役員

第十一條 本會には左の如く役員を置く
 (一) 會長一名 (二) 理事若干名 (三) 執行委員數名、庶務二名

第十二條 (一) 會長は毎年總會に於いて選舉し、本會を統轄し、會議の議長に任ず
 (二) 理事は各船各部の會員中より一名を互選す、理事は船を下船するも三ヶ月間理事の地位を妨げず、辭職は大會規則に依る

(三) 理事は各船各部の會員中より一名を互選す、理事は船を下船するも三ヶ月間理事の地位を妨げず、辭職は大會規則に依る
 (四) 執行委員は總會中より推挙し其の附近に在任する者を選ばるべし以つて互選す
 (五) 執行委員は總會中より推挙し其の附近に在任する者を選ばるべし以つて互選す

第十三條 執行委員の任期は一年とし、再選を許す
 第十四條 執行委員の任期は一年とし、再選を許す

第十五條 本會の事務は本會員の會費及び賛助會員の寄附金、出版物の刊行及び取次等の他の收入を以つて之に充つ

第十六條 會員の會費は毎月五円とし前納するものとす
 第十七條 既納の會費は一切之を返還せず

第十八條 本會の事務は本會員の會費及び賛助會員の寄附金、出版物の刊行及び取次等の他の收入を以つて之に充つ

第十九條 會員の會費は毎月五円とし前納するものとす
 第二十條 既納の會費は一切之を返還せず

第二十一條 本會の事務は本會員の會費及び賛助會員の寄附金、出版物の刊行及び取次等の他の收入を以つて之に充つ

第二十二條 會員の會費は毎月五円とし前納するものとす
 第二十三條 既納の會費は一切之を返還せず

第二十四條 本會の事務は本會員の會費及び賛助會員の寄附金、出版物の刊行及び取次等の他の收入を以つて之に充つ